

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 西野 弘一

答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

熊取町長は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊保育第 2 2 5 5 号により行った情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に、熊取町長に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ 3 熊保育第 2 7 5 9 号を起案する際に、当該文書の作成に関係した者が、「個人情報保護条例制定時に個人情報規則第 5 条に規定する告示を行った情報」を確認した情報

2 本件処分

熊取町長は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊保育第 2 2 5 5 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 4 月 1 4 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、熊取町長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、情報公開請求の対象となる情報は令和4年2月15日付け3熊保育第2759号を起案する際に個人情報保護規則第5条の規定する告示を行った情報を確認した情報であり、以下の理由から情報不存在の通知は不当と考え、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めるというものである。

- ・熊取町は、令和4年2月15日付け3熊保育第2759号（以下「3熊保育第2759号」という。）において、当該告示を行ったと主張しており、当該文書を起案した担当課長は、訂正も補足説明もしない旨の主張を行っている。
- ・「当該告示を行っている」と断言した内容を記載するためには、当該告示文書を確認した上で、3熊保育第2759号を起案していると考えるのが当然である。なお、文書取扱規程第16条第3号には、文書の起案にあたって「関係文書及び参考資料を添付すること」と規定されている。また、同規程第21条（文書の審査）第7号において、部課長は「文書の構成は適当」であるかどうかについて、文書を審査するものとされている。
- ・熊取町は、令和4年12月28日付け4熊総第3479号において「熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの」について存在しないと回答していることから、文書取扱規程に規定された事務は全て適切に実施されている。

3 熊取町長の弁明に対する反論

告示を担当し保管しているのは総務課である。告示文書について聞き取りを行う部局は総務課であることは異論の余地がない。

総務課ではなく、個人情報保護条例担当部局の職員に聞き取りを行い、それを根拠として文書を作成する場合、総務課の職員からの聞き取りではないことを起案文書に記載されているはずである。よって、当該起案文書が公開されるべき情報である。

第4 熊取町長の主張

熊取町長が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、却下する旨の裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

情報不存在決定を行うにあたっては、個人情報保護条例担当部局の職員に当該告示は行ったと確認している。なお、確認は当該職員への聞き取りにより行っただため、請求に係る情報は不存在としたもの。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、熊取町長の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

なお、当審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。

2 争点について

審査請求人は、3熊保育第2759号において、熊取町が個人情報保護条例制定当時の縦覧の告示を行ったと主張していることから、当該内容を記載するには、当該告示文書を確認していると考えるのが当然であると主張している。

一方、熊取町長は、3熊保育第2759号に記載した告示に関する部分の確認に当たっては、聞き取りにより行ったため、公開請求に係る情報は存在しないと主張している。

以上の点から、審査請求人が請求した情報が存在すると認められるか否かが争点である。

3 本件処分妥当性について

本件公開請求にかかる情報は、3熊保育第2759号を起案する際に、当該文書の作成に係った者が、「個人情報保護条例制定時に個人情報規則第5条に規定する告示を行った情報」を確認した情報である。

熊取町は、公開請求された情報については、聞き取り（口頭）により行ない、文書は存在しないと主張している。

一方、審査請求人は、3熊保育第2759号の起案文書に聞き取りによる情報である旨を記載されているはずで、当該起案文書が公開請求の対象文書として公開されるべきものであると主張しているが、当該起案文書に審査請求人が求める情報の記載はないことから、審査請求人の主張は採用できない。

そのため、不存在決定は、妥当であると判断する。

なお、審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではないため、3熊保育第2759号に記載されている事項の確認方法が聞き取りであることを起案文書に記載すべきか否かについては、判断しない。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年 4月28日 諮問書の受理
- ② 令和5年 7月10日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和5年 7月31日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和5年 8月28日 審議（審査請求人、熊取町長の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和6年 1月16日 熊取町長へ答申

第7 審査会委員

熊取町長の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
西野 弘一	弁護士	会長
清弘 正子	大学准教授	副会長
橋本 匡弘	弁護士	
片山 直子	大学教授	
松本 淳	大学院教授	